

実務経験従事証明書（ボイラー整備士免許用）

1 証明を受けようとする者			
フリガナ		住所	〒（ ）
氏名			
生年月日	年 月 日生		電話（ ）
2 証明する事項（該当するものに■または□をお願いします）			
☐ ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に 6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号]			
☐ 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の 業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第1号]			
☐ 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号]			
☐ 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験 [ボイラー則第113条第2号]			
3 上記2に従事した期間			
① ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、 <u>自己の取り扱うボイラー又は</u> <u>第一種圧力容器の整備の補助又は小規模ボイラー・小規模第一種圧力容器の整備の業務に</u> <u>従事した場合</u>			
年 月 日から 年 月 日まで 経験年数 年 か月 ※ （3年間以上必要）			
(ア) 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器が労働安全衛生法の適用を <u>受ける</u> 場合 検査証番号〔第 号〕（交付者： 労働基準監督署）			
(イ) 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器が労働安全衛生法の適用を <u>受けない</u> 場合 の適用を受ける法令：□電気事業法、□高圧ガス保安法、□その他〔 〕			
② 上記①以外の場合			
年 月 日から 年 月 日まで 経験年数 年 か月 （6か月間以上必要）			
4 事業者による証明			
上記1の者は上記2について上記3の経験を有することについて相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 事業場所在地			
事業場名称		電話（ ）	
事業者職名・氏名			職印

※ ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経年1年を2か月に換算するとともに、検査証に係る記入が必要です。

(裏面)

備考

- 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。
なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
- 2 訂正した箇所には、社長・支店長等の職印（または社印と個人印の両方）を押印してください。
- 3 事業場の倒産等により事業者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業者証明に代えることができます。ただしこの場合にあっては、証明者の数は原則2名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「事業者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、証明者署名もしくは記名押印」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。
- 4 本証明書における各記載事項は法令を要約したものです。正確な内容は法令をご参照ください。

「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。

小規模ボイラー （労働安全衛生法施行令第20条第5号各号）	小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 胴の内径が750 mm以下で、かつ、その長さが1,300 mm以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が3 m ² 以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が14 m ² 以下の温水ボイラー ○ 伝熱面積が30 m ² 以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400 mm以下で、かつ、その内容積が0.4 m ³ 以下のものに限る。）
小型ボイラー （労働安全衛生法施行令第1条第4号）	労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。
小規模第一種圧力容器 （労働安全衛生法施行令第6条第17号各号）	小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が5m ³ 以下のもの ○ 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1m ³ 以下のもの ○ 蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が1m ³ 以下のもの ○ 高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が1m ³ 以下のもの
小型圧力容器 （労働安全衛生法施行令第1条第6号）	労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。